

事業主各位

大牟田労働基準監督署

賃金引上げに向けた取組について

- 内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会の合意（※）に基づき、中小企業等が賃金引上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、政府一体となって取組を開始することとされました。
- 政府としては、成長と分配の好循環を実現するため、地域経済の雇用を支える中小企業等が適切に価格転嫁を行い、適正な利益を得られるよう、環境整備を行っており、労働基準監督署においても、労働条件向上相談窓口を設置し、各事業場における労働基準関係法令の遵守や賃金引上げに向けた労働環境の自主的な改善の促進に向けて、その労働環境の実情に応じたきめ細かな支援等を行っています。
- つきましては、事業主の皆様におかれましても、賃金引上げに向けた環境整備の取組が進められていることや社会的にも賃金引上げが求められていることをご理解いただき、労使で話し合っていたくなどして、労働者の賃金引上げについてご検討いただくようお願いいたします。

（※）「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」
詳細については、こちらのQRコードのリンク先の別紙2をご覧ください。

（URL）https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_torikumi_set.pdf



各省庁における取組については、こちらをご参照ください。

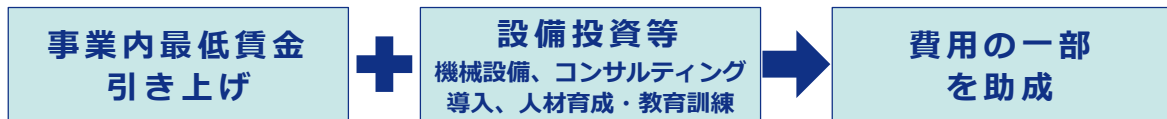
（URL）https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/partnership/index.html



業務改善助成金（通常コース）のご案内

「原材料高騰により利益が減少した事業者」への特例拡大など制度が充実します

業務改善助成金（通常コース）は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者に対しては、助成対象経費が拡大される特例が設けられています。



原材料費の高騰などで利益が減少した事業者に、特例を適用するなど、拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 原材料高騰等の要因により利益が減少した事業者の特例が適用されます 新型コロナの影響で売高等が減少した事業者が特例を受けやすくなります

(a) 特例対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により 利益率* が前年同月に比べ 3%ポイント以上低下 した事業者」を特例の対象事業者に追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（申請前3か月のうちの任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
(b) 売高等が減少している事業者の要件緩和	「新型コロナウイルス感染症の影響により売高等が減少している事業者」の要件を緩和します。 ・売り上げ減少幅：「30%」→「 15% 」 ・売上高の比較対象期間：「2年前まで」→「 3年前まで 」
(c) 助成上限区分の緩和	(a)(b)いずれかの要件を満たす事業者は賃金引き上げ労働者数 10人以上の助成上限額区分 を利用できます。
(d) 助成対象経費の要件緩和	特例で助成対象経費となる自動車の要件を緩和します。 「定員11人以上」→「 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下 」

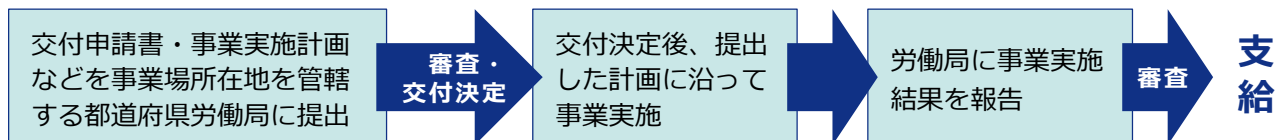
2. 最低賃金が低い事業者への助成率が引き上げられます

事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率	事業場内最低賃金	助成率	生産性*要件を満たした事業者の助成率
900円以上	3/4	4/5	920円以上	3/4	4/5
900円未満	4/5	9/10	870円以上 920円未満	4/5	9/10
			870円未満	9/10	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

事業場内最低賃金920円未満の事業場も賃金引き上げ労働者数10人以上の助成上限額区分を利用できます。

助成金支給までの流れ



コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の要件を両方満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下
		2～3人	50万円	
		4～6人	70万円	
		7人以上	100万円	
		10人以上※	120万円	
45円コース	45円以上	1人	45万円	
		2～3人	70万円	
		4～6人	100万円	
		7人以上	150万円	
		10人以上※	180万円	
60円コース	60円以上	1人	60万円	
		2～3人	90万円	
		4～6人	150万円	
		7人以上	230万円	
		10人以上※	300万円	
90円コース	90円以上	1人	90万円	
		2～3人	150万円	
		4～6人	270万円	
		7人以上	450万円	
		10人以上※	600万円	

※10人以上の上限額区分は、以下の①、②または③のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場

②生産量要件：

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

③物価高騰等要件：

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、**令和5（2023）年3月31日**です。

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



日本政策金融公庫
店舗検索ページ

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

業務改善助成金業種別事例集（製造業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

具体的な業種別の導入事例として、今回は「製造業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食品を加工、計量、製造していたため、製品の出来具合にばらつきが生じていた。また、人員を多く割く必要があり、作業効率が悪かった。



○導入後

出来具合にばらつきがなくなり、作業時間を削減することができた。また、人員を削減することができ、他の業務に回すことが可能となったことで作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
原料充填機 (ケーキ生地、ジャムなど)	パン・菓子製造業 等	計5事業場
食材カッター 食材皮剥き機	冷凍調理食品製造業	計3事業場
パン発酵機	パン・菓子製造業	計2事業場

包装機

【生産性向上の効果】

○導入前

包装を手作業で行っていたため、製品の出来具合にばらつきがあり、作業時間が長くなっていた。また、一度に生産できる量も限られていたため、作業効率が悪かった。



○導入後

均一な仕上がりを実現し、一度に多くの量を生産することができるようになったことで、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シュリンク包装機	印刷・同関連業 化学工業	計2事業場
菓子個包装機械	パン・菓子製造業	1事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の設備では十分な冷凍が行えず、食材や製品の状態によって処理作業が生じていた。



○導入後

十分な冷凍が行えるため、保存中の食材や製品の品質が改善され、処理作業が軽減され作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
冷凍庫	食料品製造業 水産食料品製造業	計3事業場
冷凍冷蔵庫	パン・菓子製造業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経理システム 工程管理システム 生産管理システム 等	外衣・シャツ製造業 金属製品製造業 等	計22事業場
フォークリフト 特種用途自動車類 (それに準ずるもの含む。)	豆腐・油揚製造業 はん用機械器具製造業 等	計4事業場
改修等による レイアウト変更	繊維工業 電子部品製造業	計4事業場
ベルトコンベア	プラスチック製品製造業 製茶業 等	計3事業場
マシン	繊維製品製造業 等	計3事業場

業務改善助成金業種別事例集（卸売業・小売業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「卸売業・小売業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	玩具小売、 自転車販売、 食料品小売業 等	計8事業場
自動釣銭機	日用品・雑貨・園芸等 小売、 一般食品小売	計5事業場

フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）

【生産性向上の効果】

○導入前

荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。



○導入後

一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
フォークリフト	農業機械・自動車部 品卸売業、 建設資材卸売業	計2事業場
運搬用冷凍車	食肉卸売業	1事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
ミキサー	菓子・パン小売業 等	計3事業場
焙煎機	自家焙煎コーヒー豆販売	1事業場
食品裁断機	菓子・パン小売業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食品卸売システム、 会計・仕入・販売システム、 顧客管理システム等	食肉卸売業、 農産物資材卸売業、 食料品小売業 等	計36事業場
受発注機能付きホームページ	花・植木小売業、 珈琲喫茶店 等	計4事業場
経営コンサルタント	中古機器販売、 自動車小売	計2事業場
人材育成・教育訓練	調剤薬局 等	計2事業場
真空包装機	茶類小売業	1事業場

業務改善助成金業種別事例集（宿泊業・飲食サービス業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「宿泊業、飲食サービス業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

調理器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
スチームコンベクションオーブン	ホテル業 飲食業 居酒屋 等	計10事業場
食材スライサー	すし屋 鉄板焼き屋	計4事業場
業務用製氷機	飲食業	計2事業場

POSレジシステム、自動釣銭機等

【生産性向上の効果】

○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	飲食業 喫茶店 ラーメン店 等	計9事業場
自動釣銭機 券売機	飲食店	計4事業場

洗浄機（食器洗浄機）

【生産性向上の効果】

○導入前

手作業で食器を洗浄していたため、作業効率が悪く時間がかかっていた。



○導入後

食器の洗浄にかかる時間が大幅に短縮し、作業効率の向上を図ることができた。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食器洗浄機	飲食業 配達飲食サービス業 ホテル業 ラーメン店 等	計11事業場
全自動鉄板洗い機	飲食業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
管理システム、 オーダーシステム 給与システム 等	飲食店	計24事業場
業務用冷凍庫 業務用冷蔵庫 温蔵庫 等	そば店 中華料理店 フレンチ料理店 日本料理店 等	計10事業場
改修等による レイアウト変更	飲食店 旅館業 等	計6事業場
人材育成	飲食業	1事業場
ベルトコンベア	飲食サービス業	1事業場

申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「生活関連サービス業・娯楽業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

美容器具・施術器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の機械では仕上がりにムラがあり、施術時間が長くなっていた。



○導入後

施術時間の短縮に加え、高品質なサービスを提供でき、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
脱毛器	理容業 美容業 エステティック業	計7事業場
デジタルパーマ スチーマー類	美容業	計3事業場
育毛器	美容業	1事業場

シャンプーユニット

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の体勢の調節作業が非効率的であるだけでなく、ユニットの台数が少なく待ち時間も生じてしまい、施術時間が長くなっていた。



○導入後

状況に応じて高さ調節や角度調節などが可能になり、ユニットの台数も増え、施術時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シャンプーユニット (調節機能付)	理容業 美容業	計10事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

洗濯するものによって乾燥に要する時間が異なるため、作業時間が長くなっていた。



○導入後

乾燥後の仕上がりが良く、作業時間が短縮したことで、全体の作業効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
業務用乾燥機	美容業 クリーニング業 洗濯業	計3事業場
業務用洗濯乾燥機	美容業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経営ソフト 顧客管理システム オーダーシステム 等	美容業 エステティック業 カラオケボックス店 等	計16事業場
POSレジシステム	美容業	計4事業場
教育研修費用	美容業	計2事業場
集球設備	ゴルフ練習場	1事業場
平型包装機	クリーニング業	1事業場

業務改善助成金業種別事例集（医療・福祉編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
具体的な業種別の導入事例として、今回は「医療・福祉」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

福祉車両

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の送迎に多くの時間がかかり、複数の従業員で対応しなければならなかった。



○導入後

利用者が車椅子に乗ったまま乗降することが可能となり、送迎にかかる人員の削減や全体の送迎時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
引き上げリフト付き福祉車両	通所介護事業 児童福祉事業 等	計9事業場
スロープ付き福祉車両	通所介護事業 等	計6事業場
大人数送迎可能福祉車両	居宅介護事業 等	計2事業場

歯科用チェアユニット

【生産性向上の効果】

○導入前

給水管などの清掃に時間がかかり、場合によっては設備の分解や診察毎に清掃を行っていたため、作業効率が悪かった。



○導入後

自動清掃機能などにより、給水管などの清掃時間が短縮され、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
チェアユニット (清掃機能付など)	歯科診療所	計9事業場

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の移乗や起き上がり補助を複数名で行う場合が多くあり、効率的に作業を進めることが困難であった。



○導入後

ベッドの高さ調節などが可能になったことで、1人でスムーズに作業を行うことが可能となり、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
電動式ベッド (調節機能付)	通所介護事業 整体院	計6事業場
ウォーターベッド型 マッサージ器	通所介護事業 整骨院	計4事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
受発注機能付きシステム 診療予約管理システム 等	障害者福祉事業 医療業 等	計23事業場
食器洗浄機 治療器具洗浄機	保育園 歯科診療所	計6事業場
POSレジシステム 自動釣銭機	歯科診療所 整骨院 等	計6事業場
レントゲン装置 CT設備	歯科診療所	計5事業場
改修等における レイアウト変更	歯科診療所 障害者就労施設 放課後デイサービス	計4事業場

業務改善助成金活用事例（人材育成・教育訓練）

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成します。機械設備の他、**コンサルティング導入**や**人材育成・教育訓練**に係る費用も助成対象となります。

令和3年10月から人材育成・教育訓練に関する要件が緩和されました。
詳しくはHPをご覧ください！



導入事例

 [業務改善助成金](#)

事業内容	内容	導入の効果
飲食店	多機能レジスターの導入及びIT研修	手作業で行っていたレジ作業や集計作業の効率化及び従業員のスキルアップにより、作業時間の短縮と充実したサービス提供が可能となった。
	接客等研修の実施、業務マニュアルの作成	指示系統及び業務分担の明確化、標準化とともに接客サービスの向上により、業績向上につながった。
宿泊業	コンサルティング、社員研修の実施	コロナ禍においても安全かつ効率的に受け入れられるよう、専門家のコンサルティングにより、施設の整備とともに、接客等の社員研修を実施し、接客サービス向上を図った。
理美容業	団体が実施する教育研修の受講	団体が実施する研修を受講、美容に関する専門技能を習得するとともに、施術時間の短縮にもつながった。
建設業	経営コンサルタントによる社員教育及び社内研修の実施	経営コンサルタントによる社員教育、社内研修を実施した結果、スキルアップによる作業内容の改善と作業員の意識改善により、労働能率を改善することができた。
学習塾	外部研修の導入及びマニュアル作成	研修を外部に委託することで、これまで研修に要していた時間を大幅に削減、その他の業務に充てる時間を作り出すことができた。また、マニュアル化することでコーチングスキルや指導のコツなどを社内でも共有、指導内容の向上につながった。
保育施設	人材育成教育訓練及び経営コンサルティングの実施	外部講師を招いて保育実践研修を行うことにより、保育スキルの全体的な向上とともに均一化が図られた。 また、保育計画の管理などの負担も軽減され、業務時間の短縮にもつながった。

業務改善助成金の活用事例

～ コロナ禍における効果的な取組のご案内～

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上のための支援の一環として、業務改善助成金の支給を行っています。

このリーフレットでは、コロナ禍における効果的な取組について紹介します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



導入前の状況

事例1：飲食店

コロナ禍でデリバリーやテイクアウトを強化したものの、店内の設備や構造がテイクアウト対応となっていなかったため、受注から提供までの時間が大幅に増加するなど、作業効率が悪い状態であった。



導入の効果

デリバリー用3輪バイクの導入で配達時間が大幅に減少するとともに、一度に複数力所の配達が可能となった。

オンライン受注システムの導入により、電話対応の時間が大幅に削減。オーダーミスもなくなった。

レイアウト変更（作業スペース、資材保管棚等の増設及び配置換え）により、店内の接客対応とデリバリー・テイクアウト対応のそれぞれの準備作業を効率よく行うことが可能となり、受注から提供までの時間を短縮することができた。

事例2：介護事業

新型コロナウイルスの施設内での感染を防ぐため、施設入り口に職員を配置し、来所者一人一人に対して検温を行っていた。

非接触型自動検温器を導入

し、検温に要していた時間を削減するとともに、対人接触による職員の不安を払拭することで介護業務に専念することができた。



事例3：製造業

商談や打ち合わせの際は毎回取引先に足を運んでいたため、移動時間に業務の大半を費やしていた。

WEB会議システムの導入によ

り、営業担当の移動時間削減とともに、製造担当が直接取引先の要望を聞くことが可能となり、サービスの向上につながることができた。



業務改善助成金（特例コース）のご案内

対象期間延長とともに

「原材料高騰により利益が減少した事業者」も助成対象になりました

『業務改善助成金特例コース』は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少した中小企業事業者等を支援する助成金です。

対象期間と申請期限を延長し、原材料費の高騰などで利益率が5%ポイント以上低下した事業者を対象に追加するなどの拡充を行いましたので、ぜひご活用ください。

拡充のポイント

1. 申請期限と賃上げ対象期間を延長します

	変更前	変更後
申請期限	令和4年7月29日まで	令和5年1月31日まで
賃上げ対象期間	令和3年7月16日から 令和3年12月31日まで	令和3年7月16日から 令和4年12月31日まで

- ・ 申請日までに賃金の引き上げを完了している必要があります。
- ・ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、その差額が支払われた場合は30円以上の引き上げがされたものとして取り扱います。

2. 対象となる事業者を拡大し、助成率も引き上げます

助成対象事業者の追加	「原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により 利益率※が前年同月に比べ5%ポイント以上低下した事業者 」を追加します。 ※売上高総利益率または売上高営業利益率（令和3年4月から令和4年12月のうち、任意の1か月の総利益または営業利益の金額を売上高で除した率）
売上高等の比較対象期間見直し	売上高等が30%以上減少した事業者の売上高等の比較対象期間を見直します。 見直し前：令和3年4月から [令和3年12月まで] 見直し後：令和3年4月から [令和4年12月まで] ※比較対象期間を2年前まで→ 3年前まで に変更
助成率の引き上げ	【一律3/4】を、 事業場内最低賃金額が920円未満の事業者は【4/5】 に引き上げます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・ 比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・ 比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
 - ② **原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者**
- 令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること
引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業者に限ります。

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等で、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払う必要があります。

特例コースの概要

助成額・助成率

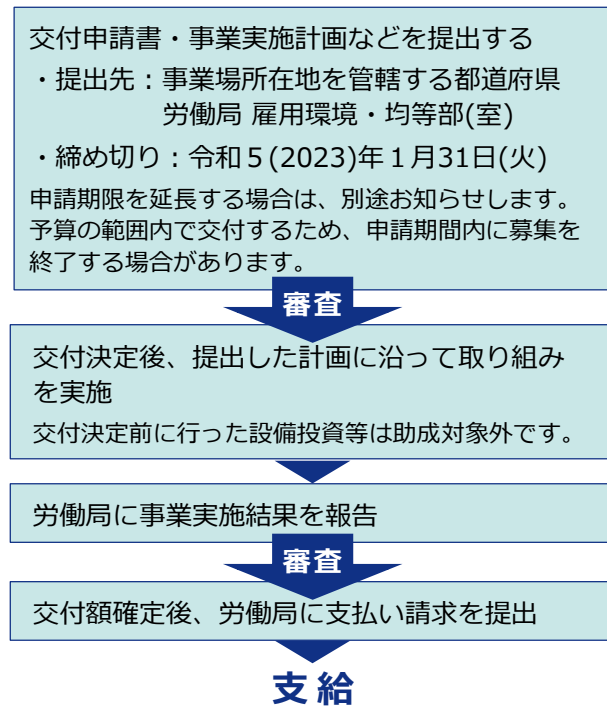
助成額	最大100万円 ※ 対象経費の合計額×助成率
助成率	事業場内最低賃金により異なります。 920円未満：4 / 5 920円以上：3 / 4

助成対象

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※1、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※1：PC、スマホ、タブレットの新規購入、乗車定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども対象（自動車は乗車定員11人以上から拡充）
B 業務改善計画に計上された関連する経費※2	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※2：「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

助成金支給までの流れ



助成額の上限

引き上げる労働者数	上限額
1人	30万円
2人～3人	50万円
4人～6人	70万円
7人以上	100万円

[参考]

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

担当部署：

各都道府県日本政策金融公庫



助成金の要綱・要領や、申請書の様式、記載例等はウェブサイトからダウンロードできます。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください



業務改善助成金

検索

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

業務改善助成金の特例コースの活用例

(「関連する経費」の助成対象の拡充)

<ケース 1>

飲食店において、配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

【助成対象】

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

~~これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施~~



【対象外】

現行制度では広告宣伝費は認められていない。

特例コースの取扱い

デリバリー用バイクの導入

デリバリーサービスを拡大するに当たり、ワゴン車だけでなく、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入



広告宣伝費の活用

これまでの店舗内飲食だけでなく、デリバリーサービスをさらに拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝を実施



【特例の対象経費】

<ケース 2>

サテライトオフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務の効率化が図られ、生産性が向上した例

通常コースの取扱い

テレワーク機器を導入

【助成対象】

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

~~テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備~~



【対象外】

現行制度では備品等購入費は認められていない。

特例コースの取扱い

テレワーク機器を導入

新たにサテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整えるため、テレワーク関連機器を新規に導入



備品等購入費の活用

テレワーク関連機器導入に合わせて、「コピー機、プリンター、事務机・椅子等」も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備



【特例の対象経費】